

新宿区教育委員会会議録

平成24年第2回臨時会

平成24年3月28日

新宿区教育委員会

平成24年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成24年3月28日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時59分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之
統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第15号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について
- 日程第2 議案第16号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第17号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第18号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第19号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第20号 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改正する規則

報告

- 1 平成24年度学校給食費について（学校運営課長）
- 2 新宿区地域文化財の認定について（文化観光国際課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 時間になりましたので、ただいまから平成24年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、熊谷委員が欠席しておりまして、白井委員からおくれるとの連絡を受けておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

◆ 報告2 新宿区地域文化財の認定について

○松尾委員長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいております。本日は、まず文化観光国際課長より報告2の報告を受け、質疑を行います。

では、報告2について説明をお願いいたします。

○文化観光国際課長 それでは、報告2「新宿区地域文化財の認定について」、御報告をさせていただきます。

文化財保護条例第17条第1項の規定に基づきまして、24年3月16日付で地域文化財を新たに5件認定しましたので、報告をさせていただくものでございます。

認定した地域文化財については、記書きの下に書いてございます「名曲喫茶らんぶる」ほか4件というものでございます。

資料を1枚おめくりいただきますとA3判の資料で、カラーの写真つきのものがついているかと思えます。こちらで、若干物件の内容について御説明させていただきます。

まず、今回認定をしました1件目、「名曲喫茶らんぶる」。地域文化財は6つの分野を定めておりますけれども、都市・産業分野、生活分野、それぞれに該当するものでございます。

文化財の所有者については、建成産業株式会社。新宿三丁目のマルイの百貨店の裏側に管理用のビルがございます。こちら建成産業株式会社が持つておりまして、マルイ側の管理部門のビルのちょうど1階と地下1階がこちらの写真に出ております入り口、それから、お店のこうした状態になっているというものでございます。年代としては昭和30年のもの。物件の説明になります。クラシックレコードを聴かせる名曲喫茶として、昭和25年に開店したも

の。これが昭和30年の区画整理によって現在の場所に移転をしてございます。昭和49年1月に、建物そのものは若干改変している部分はございますけれども、内装については、昭和30年当時のいすやテーブルが現在でも使用されている状況にあります。高度成長期の新宿の風俗や文化を今に伝える店舗であるということで、今回認定したといというものでございます。

それから、2点目、オブジェ「歓び（PLAISIR）」というものでございます。分野については、文化・芸術分野、所有者は持田製薬株式会社でございます。持田製薬の創業65周年を記念して、当時の社長と懇意であった、亡くなった岡本太郎が制作をしたブロンズ製のオブジェでございます。岡本作品としては、太陽の塔以降の顔をモチーフとした一連の作品の一つでございまして、パブリックアートとして広く地域で親しまれているというものでございます。

それから、3点目、太平洋戦争本土初空襲の地跡でございます。こちらについては、初めての平和分野での物件ということでございます。所有者については、医療法人社団早正会岡崎医院。年代については昭和17年、1942年でございます。この岡崎医院の付近については、昭和17年4月18日にあった太平洋戦争の本土初空襲により被災した場所であるというところでございます。アメリカの航空母艦ホーネットから飛来した中型爆撃機B25によって、早稲田鶴巻町・馬場下町付近に焼夷弾が投下され被害を受けた。そのとき延焼したのが岡崎医院、当時は岡崎病院であったというものでございます。ビルそのものは改築をしております、現在新しい形になってはいますが、土地として、本土初空襲の地として今回認定するというところでございます。

4点目、彰忠碑。分野については、平和分野。所有者については、地権者5件、個人の方でございます。大正3年の物件。旧源兵衛村の源兵衛子育地蔵尊の境内奥に建立されている伊予の青石（緑泥片岩）の一枚岩を使用したものでございます。大正3年の当時の戸塚町から出征した兵員の慰労義友会が建立したということで、日清・日露戦争に戸塚町から出征した人々の名前が伝えられています。総高については2メートル79、幅2メートル42、奥行き23センチということで、1枚の石としてはかなり大きなものでございます。

それから、最後になります。源兵衛子育地蔵尊の石造物群、歴史分野でございます。こちらについては、所有者4名ということでございます。年代については、江戸時代から大正時代。こちらの物件については、旧源兵衛村というのが江戸時代の記録で戦国末期の村の名前として出てまいります。旧源兵衛村の源兵衛子育地蔵尊に安置されている地蔵尊とその石造物群ということで、こちらのものについては江戸時代中期の製作と推定される地蔵尊のほか、

寛文13年、1673年建立の庚申塔、それから、明治33年及び大正11年建立の馬頭観音、年代不明の道標等が集められているということでございます。戦後にこちらの境内を整備し、現在は西早稲田の商店街が管理している中で、日々いろいろな形で、ちょうどお地蔵様の前にお花が今、あるかと思えますけれども、しっかりと管理をされていて、地域社会の紐帯ともなっているというような状況のもとで管理されているものでございます。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、3月16日付認定をさせていただいて、本日こうした形で御報告させていただきました。認定後の取り扱いでございますけれども、この後、告示をさせていただいて、所有者に認定プレートについてお渡しをする、このような流れをとっていきたいと考えております。

報告については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。

説明が終わりました。報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞお願ひいたします。

○羽原委員 「らんぶる」のような、いすとか、比較的何年か使えば更新していく。そういうものはどうなるのですか。所有者が区のほうに何らかの申請をするみたいなことですか。

○文化観光国際課長 今回、この名曲喫茶「らんぶる」については、現在でも営業しております。当時使っていた備品等々が当時の面影を残しながら今も使われているということになります。基本的には、こうした対応の中で、引き続き営業を営んでいただいている中においては、地域文化財というものが継続していくものだと思っております。その上で、例えば、一部備品を更新するとか引き取ってもらいたいというようなお話が改めてあれば、ほかの物件の中でも、新宿区では収蔵資料の選定委員会というものを持っておりますので、一部こうした新宿の土地の記憶というのでしょうか、構成するようなものについては、博物館のほうで資料として最終的に引き取るというような、そういうようなこともやってきてございます。

○羽原委員 よろしくお願ひいたします。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問がないようですので、報告2の質疑を終了いたします。文化観光国際課長、どうもありがとうございました。

○文化観光国際課長 ありがとうございました。

◎ 議案第15号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び

適正配置の基本方針の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について

○松尾委員長 それでは、次に、議事に入ります。

まず「日程第1 議案第15号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案第15号でございます。「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について」でございます。

1枚めくっていただきまして、右肩に「教育委員会資料」と表記のある資料でございます。本件につきましては、2月3日の当委員会におきまして、基本方針の素案について議決をいただいているものでございます。本日は、パブコメの結果を踏まえた基本方針の策定についてということでございます。

それでは、レジュメの1枚目、大きな1番のパブリック・コメントの結果のところでございます。

(1)、意見募集期間としては、2月15日から3月14日まで。(2)の実施方法、(3)の提出方法については記載のとおりでございます。(4)の提出意見ですが、総数で48件ございます。人数で申しますと、提出者数としては26名。内訳としては、通学区域についてが7件、学校選択制度についてが14件、適正規模及び適正配置については18件、全般について9件となっております。

意見要旨と教育委員会の考え方については後ほど御説明いたします。

おめくりいただきまして、2ページでございます。

大きな2番、地域説明会の実施報告ということで、地域説明会につきましては3回実施してございます。(1)の開催実績ということで、2月25日の榎町地域センターの出席者数が16名、2月26日の落合第一地域センター、こちらが18名の出席、そして3月1日、第2分庁舎で行われました会が出席者14名となっております。

(2)の主な意見とその回答ですが、件数は29件でございました。内訳としては、通学区域についてが2件、学校選択制度についてが9件、適正規模及び適正配置については11件、全般についてが7件となっております。

それでは、パブリック・コメントで寄せられた意見について、幾つか御紹介いたします。

3ページをお願いいたします。1から4までは、通学区域を見直すべきとの御意見になっております。回答は、通学区域の中央に学校が位置していないため、隣接する学校のほうが近い地域があることは認識している。しかし、通学区域は長い歴史を踏まえて指定されてきた経緯もあり、現行の通学区域を基本とするという基本的な考え方をお示ししている。その上で、普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は早急に検討すること、学童擁護員の配置による安全確保、今後、統合する場合でも通学距離は、小学校はおおむね1キロ、中学校は2キロとなるようにしていくということでございます。

次に、4ページの8から11でございます。こちらは、教員は学校選択制度に反対する割合が多い、学校選択制度は廃止すべきといったような御意見でございます。これにつきましては、平成22年度の意識調査の結果、保護者、生徒、町会自治会、育成委員会、PTA役員会からは制度はあったほうがよい、どちらかと言えばあったほうがよいと回答している。制度そのものが地域に定着していること、また、一方で、制度の課題を踏まえた見直しを行ったという趣旨の回答をしております。

次に、5ページに参りまして、12から16でございますが、16が兄弟姉妹の優先取り扱いについてでございます。こちらにつきましては、経過措置期間を5年間と明記するという回答をしております。

次に、7ページ、25から27、こちらが富久小と天神小の統合が再検討されているのかという御質問でございますが、回答といたしましては、基本方針や答申の趣旨を確認した上で、下から3行目以降にあるように、なお、現時点において、富久小と天神小との統合を含め、具体的な適正配置の検討は行っていないというようにしております。

9ページは、38番になります。適正配置に関する御意見で、2段目ですが、今後の課題は必要が生じたときどう進めていくかであるとの御意見でございます。これに対しましては、協議会においても、適正配置の進め方について意見交換を行い、答申では「地域関係者の理解を得るなどの方法についても検討していくことが望ましい」と示されている。現時点においては、具体的な適正配置の検討は行っていない。今後、必要が生じた場合には、答申の趣旨を踏まえ、進め方についても検討していくという回答をしております。

次が、地域説明会についての意見でございます。

13ページをお願いいたします。ナンバー5番になりますが、学区内には子どもがいても選択制度で大きい学校に行ってしまうのであれば、大きな学校も統廃合の対象とすべきという

御意見に対しましては、今までは小さい学校同士の統合がほとんどでしたが、教育環境検討協議会の中でも、規模の大小というよりも、地域全体で少なくなっていれば、例えば3校を2校に再編することも、将来的にはあり得るという議論がございましたという回答になってございます。

ナンバー10では、どの学校が選択できなくなるのかという情報はいつごろ出されるのかという御質問でございますが、6月の学校説明会の段階でアナウンスできるよう取り組んでいくと回答してございます。

最後に14ページでございます。ナンバー13です。12から18学級としたとき、18学級まで受け入れる学校があると2クラスを保てない学校が出てくるので、18学級を取り払ってほしいということでございます。この意見に対しましては、12学級を適正規模にしてしまうと、現在、適正に運営している3学級の学校は適正でないということになる。ただ、3学級でも105名と71名は大きく違うというような回答としています。

こういったものが主なものでございまして、これを踏まえまして基本方針ということで、別冊でつづってございますものが基本方針として定められてございます。

それで、今回、前回お示ししました素案との相違点ということでございますが、17ページをお開きください。別紙3、素案と基本方針の相違となっております。左側が素案で右側が基本方針ということで、下線部分を訂正しています。「ただし、5年間の経過措置期間を設けます」という「5年間の」という期間を明記してございます。

それでは、レジュメのほうにお戻りいただきまして、今後の日程でございますが、4月11日の文教委員会でこの内容を御報告させていただきまして、4月12日、区ホームページにて公表。4月25日に広報紙しんじゅく、あるいはしんじゅくの教育にて公表という段取りを考えてございます。

提案理由でございますが、新宿区教育環境検討協議会において取りまとめた答申の趣旨を踏まえ、教育委員会が定めた教育目標の実現に資する新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模、適正配置に関する基本方針を定めるためでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

ただいまの議案第15号について、御意見、御質問のある方はどうぞお願いします。

○菊池委員 全般的な素朴な質問ですけれども、パブリック・コメントということがよくわからないのですが、この意見を聞いて回答いたしますが、回答した結果について、コメントを

出した方たちが納得しているかとか、どのように思っているのかなど、その回答に対してどのような反応を示されたのかということはどうなっているかということです。

○副参事（学校適正配置等担当） パブリック・コメントの回答についてのお尋ねでございます。結論から申し上げますと、まだ御意見いただいた方々はこの回答案は御存じないという状況でありますので、今回、その中でも、御意見を踏まえて1カ所修正をさせていただきましたが、その部分と、あと、結果として修正できなかったものも含めまして一緒に公表しますので、その後、場合によってはお問い合わせいただく場合もあり得るというように認識してございます。

○菊池委員 わかりました。もう一つ、地域説明会をされまして、それについても回答されたと思いますけれども、そのときはその場で回答されたわけですので、その反応はいかがでしたでしょうか。

○副参事（学校適正配置等担当） 3回やりまして、全部で説明会がおのおの2時間、説明が30分ということですから、残り1時間半、掛ける3回ということで、この4時間30分についてはずっとやりとりをしていたという状況の中で、当然さまざまな御意見が出ました。特に適正配置等々については、もう小規模になったら一刻も早く統廃合してほしいという意見がある説明会で出ると、同じ説明会で、やはりこれは地域の防災拠点でもあるので、そういった適正配置については慎重に考えてほしいというような形で、表面を見れば相反するような真っ二つの意見というのも活発にやりとりがなされたと認識しております。

一方で、全体としての基本方針のコンセプト、具体的に申し上げますと、通学区域を原則にすること、そして普通教室を確保すること、そして学校間の児童数の差の緩和をすることということについては、大きなそれに対する異を唱えられるというケースはなかった。むしろ、大枠においては我々の考え方に御賛同いただけたのではないかと考えているところでございます。

○菊池委員 パブリック・コメントのシステムとして、こうやってコメントをかけてこういう意見をいただいて、このような回答をしたのでこれで進めます、ということで進んでいくものと考えてよろしいのですか。

○副参事（学校適正配置等担当） 委員御指摘のように、これで進めさせていただくということとでございます。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

○石崎教育長 地域説明会にも多くの方に来ていただいているいろいろな意見を伺いましたし、ま

た、パブリック・コメントも非常に多くの御意見をいただき、基本方針の策定に当たってこういった意見を踏まえることができ、よかったと思っています。

そのような中で、兄弟姉妹について御意見が多く、今回、経過措置期間というところに5年間ということが具体的に入りました。域説明会で使った資料の中の16ページのところで、兄弟関係の3つのパターンを例示して、経過措置期間の説明もしていますが、兄弟が3人いた場合の例はないわけです。この辺についてはどうなるのか。指定校変更制度も基本方針の中で触れているのでそこにかかってくると思いますが、基本方針のところで5年間と明示したことと、まれなケースかもしれませんが、3人目がいたときの場合について説明してください。

○副参事（学校適正配置等担当） 今、兄弟が3人以上いた場合という、そういう御指摘がございました。経過措置期間につきましては、5年間ということで期限で定めさせていただこうということでございますので、結果として兄弟が3人いらっしゃり、3人目が6年目、7年目以降になるということになれば、この基本方針では経過措置期間の対象にはならないということで認識しております。そうした場合に、そういった方々はどうするのかということでございますが、これは今後の検討もあると思いますが、指定校変更制度等ありますので、その中でどうしていくのか、6年目以降のそういった課題にはなる可能性はあるというように考えてございます。

○石崎教育長 年数を入れることによって標準的な年数が示されるということで、レアケースが生じるわけですが、具体的なイメージを与えることで、兄弟、姉妹関係の保護者の方は安心される効果があると思います。

基本方針が策定されても、やはり兄弟、姉妹について、まだまだ御不安を持っていらっしゃる保護者の方も多いと思うので、担当した副参事として、新年度にやらなければならないことについて言及していただければと思います。

○副参事（学校適正配置等担当） 現時点で私が今、考えていることということでございますが、大きく分けて2点ございます。1点目は、この基本方針、あるいは答申、これに今回はパブリック・コメントの御意見、そして地域説明会の御意見、これも全部セットにして、そして印刷物をつくるということを考えております。そうすることによりまして、例えば今御指摘の兄弟姉妹についても、質問があり、我々の回答が細かく書いてありますので、読んでいただくと安心していただけたらと思いますので、そういうセットで印刷物をつくるということを第1弾でやるということが望ましいと考えております。

第2点ですが、毎年発行しております学校案内でございます。こちらに今回の基本方針のこういった趣旨も踏まえて、ある意味ではかなり冒頭部分は見直しをさせていただいて、この基本方針がより区民の皆様、保護者の皆様に御理解いただけるような形で編集をしていくという作業が、2番目に必要かなと考えている次第でございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

この議案は、パブリック・コメントの結果について御報告いただいて、それを検討した上で基本方針の策定を行うということでございますので、基本方針のほうにつきましても何か御意見等ございますでしょうか。前回からの変更点は、先ほどの御説明がありましたとおり、兄弟、姉妹の扱いについて、経過措置期間を5年間と明記したということです。

1点、私からお願いしたいこととしまして、これはパブリック・コメント等におきましてもさまざまな意見がございまして、中には賛否両論というケースもございます。そうしますと、なかなか適正配置に関して意見がまとまりづらい部分があるかと思えますけれども、その議論が著しく長引くようなことになると、これはそれに携わる地域の皆さんや保護者の皆さんに大変な負担をかけるということになろうかと思えます。

ですから、実際に適正配置について今後検討を行うという場面が出てきた場合には、スピード感を持ってやっていただくのがよろしいかというように思います。このことは、基本方針の中に書かれているということではございませんが、実際の運用という場面では極力負担が大きくなり過ぎないように、うまく、なおかつしっかりと対応していただきたいと考えております。よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第15号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

-
- ◎ 議案第16号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第17号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第18号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一

部を改正する規則

◎ 議案第19号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 議案第20号 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改正する規則

○松尾委員長 次に、「日程第2 議案第16号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第17号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第18号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 議案第19号 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第6 議案第20号 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、まず第16号議案でございます。新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございます。

議案概要をご覧ください。

1の改正の概要でございますが、教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規定の整備を行うということで、改正の内容としては3点ございます。

まず1つが、就学に関する事務の委任に係る規定の整備でございます。2点目が、新宿区立子ども園に勤務する幼稚園教育職員の人事考課に関する規定の整備。3点目が、補助執行先課の課名の変更による規定整備でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正案になっています。

まず2条でございます。2条の表の中の1でございます。現行では、「学齢生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること」となっているものを、左側改正案でございます。

「就学に関する（転入又は転居に係るものに限る。）。」ということでございます。これは、現行の規定では、就学に関する事務のすべてを戸籍住民課長、あるいは特別出張所長に委任する内容になってございます。転入と転居に伴う就学事務に限定して委任するよう、規定を整備したものでございます。

次が3条です。その下になります。現行が、「ただし、次に掲げる事項を除く。」となっていて、裏面の（1）で「任免、分限、懲戒その他の身分取扱いに関すること。」、（2）といたしまして「人事考課に関すること。」となっています。それを改正案では、

「ただし、任免、分限、懲戒その他の身分取扱いに関するものを除く。」ということにしてございます。これにつきましては、子ども園に勤務する幼稚園教育職員の人事考課を子ども家庭部長が関与できるよう規定整備をするというものでございまして、こちらにございます補助執行から除く事項のうち、人事考課に係るものについては教育委員会の所管する事務の一部を執行することとするため、規定から除くということでございます。

そして、裏面の第4条のところは、こちらは課名の変更ということで、表内の「文化観光国際課長」、あるいは「子ども園推進担当課長」をそれぞれ「文化観光課長」、「子ども園推進課長」と改めるものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日。

提案理由でございますが、就学に関する事務の委任、新宿区立子ども園に勤務する幼稚園教育職員の人事考課及び補助執行先の課名変更に係る規定整備を行う必要があるためでございます。

次に、第17号議案でございます。「新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらも概要をご覧ください。

教育委員会非常勤職員の職の設置、廃止及び報酬の額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改めるというところで、こちらにつきましても新旧対照表をご覧ください。

右側に現行、左側が改正案ということで報酬額が入った表でございます。別表第2条関係というものでございます。

まず、中段になりますが、職名の変更ということで、右側に「確かな学力推進員」となっておりまして、左側が「学習指導支援員」となっている項目でございます。これにつきましては、学力の育成指導業務のほか、学校運営のさまざまな課題への対応についても職務に加えるため名称を変更するというところで、金額も22万8,000円から22万7,600円と変更するものでございます。

2点目がその下になります。現行、「幼稚園教育補助員」を、左側改正案で「幼児教育推進員Ⅰ、Ⅱ」といたします。これにつきましては、正規職員の病休代替による欠員補充補助の対応を強化するというところで、週35時間勤務の職を新たに設置するとともに、職務内容にあわせた名称に変更するというところで、Ⅰ、Ⅱと分けてございます。金額は、22万8,000円から、Ⅰが26万5,500円、Ⅱが22万7,600円となっております。

次が、下から3段目になります。現行「授業改善推進員」を「学校支援アドバイザー」といたします。こちらⅠ、Ⅱと分かれてございます。これについては、従来の授業改善業務

のほかに、学校の組織的マネジメント力の向上を図るという職務を加えた職とするため名称を変更するというので、こちらも週30時間以内と週22時間以内の勤務に分けるためⅠ、Ⅱと分けてございます。改正前の、現行が24万2,000円のところをⅠが24万1,500円、Ⅱが18万1,100円としてございます。

それと、大きな2といたしまして、廃止する職でございます。廃止する職については、上から2番目でございます。「学校給食調理補助員」となっておりますが、これにつきましては、学校給食調理業務の委託化に伴いまして非常勤の職を廃止するということになっていきますので、それに伴うものでございます。

それから、大きな3番といたしまして、報酬の額の改定で、これは一般職の給料表、今回は改定が0.2%のマイナスでございましたが、それをもとにいたしまして報酬の額を改定するというものと、あわせまして、学校肢体不自由児等の補助員甲については、職務内容が学校での勤務と、他区の状況から判断いたしまして、行政職給料表の1の28に相当する職として位置づけるということで、14万3,600円から15万200円と、ここだけが増額となっております。あとはマイナス0.2%の減額の金額が入っております。

施行日でございますが、平成24年4月1日。

提案理由、教育委員会非常勤職員の職の設置、廃止及び報酬の額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改める必要があるためでございます。

次に、第18号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則でございます。これにつきましては、パブリック・コメント制度の実施に係る規定整備を行うということで、新旧対照表をご覧ください。

こちらは、現行のところ、まず1点が6条の2段目でございます。「前条第2項」となっているものを文言整理で「同条第2項」とする。あと、現行のところ「区政情報課」となっておりますが、実は、これ組織改正によりまして課名が変わっております、こちらを「広聴担当課」と改めるというものでございます。

施行日が、平成24年4月1日。

提案理由でございますが、パブリック・コメント制度の実施に係る規定整備を行う必要があるためでございます。

次に、第19号議案でございます。新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則ということで、改正の概要でございますが、身体障害者補助犬法に関する規定その他の規定整備を行うということで、別表をご覧ください。

大きく3点ございまして、まず1点が、新旧対照表の現行のところ、第2条の(3)です。「映画フィルム」とありますのを、改正案では「16ミリ映画フィルム」にするということと、あわせて8条と11条のところ、現行では貸し出し数等、両方とも同じ項目になってございまして、これを見出しをわかりやすく整理するということで、それぞれ改正案では「個人の貸出数等」、11条が「団体の貸出数等」にしております。

それと、第18条の(2)、動物のくだりのところに「(身体障害者補助犬法第2条の身体障害者補助犬を除く)」ということで書かせてございまして。これは、法が地方自治体はその管理する施設を身体障害者が利用する場合においては、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないと規定されてございまして、それを受けての規定整備でございまして。

施行日でございますが、平成24年4月1日。

提案理由です。身体障害者補助犬法に関する規定その他規定整備を行う必要があるためでございます。

次に、「第20号議案 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等の管理規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらは、改正の概要としては、16ミリ発声映写機検定方法に係る規定整備を行うということで、こちらにも新旧対照表をご覧ください。

現行のところ、まず第3条の3項、「終了証」となっているのを「修了証」に変えるということと、6条の(1)「第5条の第1号」というところは、先ほどと同様に改正案のところを「前条」ということで、受け方を統一しているということでございまして。

それと、8条の4項「検定証明証」となっておりますが、これは改正案のところでございますとおおり「検定証明書」が正しいということで、それに合わせたということでございまして。

施行日につきましては、平成24年4月1日。

提案理由、16ミリ発声映写機検定方法に係る規定整備を行う必要があるためでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

まず、議案第16号につきまして、御意見、御質問のある方はどうぞお願いいたします。

主として、これは規定整備、文言整備ということでございまして、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第16号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号、非常勤職員の報酬の額に関するものですが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

私から、この学校給食調理補助員というものが廃止になるようでございますが、これは廃止しても全く問題はないのでしょうか。

○学校運営課長 今、学校給食の委託を進めております。現在、平成23年度では、小学校19校、それから中学校10校で、29校、来年度4校増えますので合わせて33校になります。残りが、小学校が6、それからあと養護学校が1で、7校ということになっています。要は、そこにいる常勤の職員で十分に間に合うという形になっています。残りの7校、委託化していないところは常勤の職員だけで間に合う、非常勤の職員は必要ないという状況になっていますので、このようになっております。それから、今後もちろん委託化が進んで、最終的には2年後にはすべて委託化するという事で解消されるという予定になっております。

○松尾委員長 もし常勤の職員の方が例えば病気休職なされたとか、そういう場合でも大丈夫ですか。

○教育調整課長 今、委員御指摘のように、そういった急遽欠員が生じたようなケースを想定して、病休の代替要員として、正規職員を2名、ある学校に仮につけております。そういった状況が生じた場合はそちらの学校に回すという手だてをとっております。そういった要員として2名確保しているというように御理解いただきたいと思います。

○松尾委員長 その2名の代替要員で十分であろうということで問題ございませんか。

○教育調整課長 従来は、まだ委託していない学校が多かったので、かなり、こういった要員が必要でしたけれども、直営で調理している学校が少なくなっておりますので、そういった面では2名で十分であるというように考えております。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第17号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号、パブリック・コメント制度に関するものですが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

これは、本当に文言の整備だけのように思われますが、よろしゅうございますか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第18号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号、図書館条例施行規則に関するものですが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 16ミリとわざわざうたう事情がわからないので教えてください。

○中央図書館長 この部分は、実際に団体貸し出ししている映画フィルムは16ミリ映画フィルムだけということと、後ろのほうに別表がありますが、その部分は16ミリ映画フィルムという表記になっていますので、整合性を図ったということでございます。

○松尾委員長 今現在、16ミリフィルムしか貸し出していないと、それは今後もそういう見込みであるということよろしいですか。

○中央図書館長 今、どちらかといいますと、ニーズはDVDのほうに移行しつつあります。ただ、現在も16ミリフィルムは604点ございまして、児童館、保育園、あるいは地域図書館等、平成22年度につきましても165本の貸し出しがあったということで、16ミリフィルムの活用も図っているということでございます。

○松尾委員長 わかりました。ほかに御意見、御質問ございますか。

ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第19号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号、これは16ミリ映写機等管理規則に関するものですが、こちらにつきまして御意見、御質問はございますでしょうか。

4カ所ほど修正部分があるわけですが、「アース不完全はないか」を「アームは不完全ではないか」に改めるというのは、これは意味が変わってくるように思うんですが、ここはどのような理由でこのように変わるのでしょうか。

○中央図書館長 映写機の備品が不完全ではないかということをチェックするもので、アース

ではなくてアームという取っ手の部分だということがこの時点でわかりましたので、そういった字句の訂正を行ったということでございます。今回、規則、それから要綱、といったところを中心にすべてチェックした中で、従前の部分が直っていないところもございましたので、今回、あわせてすべて直させていただいたということでございます。

○松尾委員長 そうしますと、このアース不完全をチェックする必要はないということなのか。

○中央図書館長 アースということではなく、取っ手のアームという部分ということで、整理をさせていただいたということでございます。

○羽原委員 修了書とか証明書と、誤植のたぐいだということですね。

○松尾委員長 アース不完全というのもそれで意味が通じますので、ちょっと不思議に思った次第ですが、わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

議案第20号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

先ほどちょっと申し忘れてましたが、パブリック・コメントをお寄せくださった皆様、それから説明会で御意見をくださった皆様、貴重な御意見、ありがとうございました。

◆ 報告1 平成24年度学校給食費について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

先ほど報告2の質疑は終了いたしましたので、報告1に戻りまして説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。

○学校運営課長 私から、平成24年度学校給食費について御報告いたします。

要点は、平成24年度の学校給食費の保護者負担額の増ということでございます。まず、基本的なことの確認です。学校給食費とは、私費会計でございます。それから、この学校給食費は、食材料の実費に当たるものでございます。

まず、1番として、学校給食費の経過でございます。平成20年度に急激な原油等価格高騰による物価高に対応する、またその後、緊急経済雇用対策として物価高に対応してきました。

本年度、平成23年度に関しましては、区からの補助額ということで、小学校1食当たり10円、中学校1食当たり15円、それから、特別支援学校1食当たり15円ということになっております。平成24年度へ向けてでございますが、平成23年度の東京都区部の消費者物価が前年度と比較して大幅な変動がないことから、平成24年度の予算から平成23年度まで実施していた食材料費の補助を廃止ということにいたしました。これは、今般の区議会第1回定例会で3月22日に可決しております。

2として、校長会から平成24年度の学校給食費の申請が出ております。これらのことを踏まえて、小学校校長会、中学校校長会及び新宿養護学校長より、現在の給食の質の維持ということから、食材料の補助分の値上げの改定の承認依頼がございました。また、一方で、新宿養護学校長からは、保護者から中学部について増量の要望があったということもございます。このことから給食費の増額申請というものも出されております。

これらの申請を受けまして、教育委員会事務局としましては、東京都区部の物価が急激な変動がないこと、現在の給食の質を維持するということから、教育長承認ということにいたしました。

それで、なお書きでございますが、学校給食費は保護者負担ということで、以下の3番のように保護者負担額が増になるということです。

まとめて申し上げますと、今まで補助のあった分を基本的に増額という形で値上げでございます。ただし、一つ、新宿養護学校の中学部はさらにそれ以上に値上げという形になっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。報告1につきまして、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 2つ。1つは、ほかの区の、基本的には23区ですが、ほかの区と同額であるかどうかを、1つ伺いたい。

それから、この値上げに対する、これまで変動して下がるほうはいいけれども、上げたときにリアクションが何かあったかどうか。その2点を教えてください。

○学校運営課長 23区のほかの区の状況ということでございます。ほかの区で現在補助をしている区は、全部で6区ございます。そちらは来年度、減額する区もあります。補助をしていない区は、現在のところ16区ということでございます。その16区の給食費は、平均しますと、低学年が230円、それから中学年が249円、それから高学年が270円、それから中学校が313円ということで、新宿区は、今回値上げをすることによってほぼ平均と同じくらいになった、

結果的にはそのぐらいの金額になっているということで、新宿区は一般的には物価が高い区と言われていますが、その中でも平均ぐらいの金額ぐらいになっているという実情でございます。

もう一方で、今までの値上げというようなことでございますが、過去に値上げをしたのが、平成18年度のときに小学校だけ平成18年度に20円ほど値上げをしています。1食当たり20円値上げをしています。このときも教育委員会、文教委員会等でももちろん説明して、基本的にこれは私費会計ですので校長会のほうから、申請という形になっております。そのときには、当然校長会として現場の状況も十分勘案して、十分審議した上で教育委員会事務局のほうに出しているという経過になっております。その後、保護者等にきちんと周知するという形をとっておりまして、このときに大きなアクションというのは特にはなかったというようには聞いております。

以上でございます。

○羽原委員 23年度の補助金というのは総額で幾らぐらい出ましたか。

○学校運営課長 補助金は、小学校、中学校を合わせて約2,400万円でございます。それが今回、来年度廃止ということになりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御質問がないようですので、報告1の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で報告3、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時59分閉会